

意見書案第 16 号

知的障がい者福祉施策に対する法整備等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月21日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

鬼塚昌宏

平畑雅博

尾花康広

はしだ和義

田中たかし

堤田寛

淀川幸二郎

松野隆

森あやこ

近藤里美

津田信太郎

勝山信吾

中島まさひろ

倉元達朗

知的障がい者福祉施策に対する法整備等を求める意見書

身体障がい者は「身体障害者福祉法」で定義され、精神障がい者は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定義されています。ところが、知的障がい者に関しては、「知的障害者福祉法」で知的障がい者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障がい、あるいは知的障がい者の定義は規定されていません。

また、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者の手帳制度について、身体障がい者と精神障がい者の手帳は、法律に基づき交付・運営されていますが、知的障がい者の療育手帳の制度は、昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要項を定め、交付・運営されています。

そのため、知的障がいについては自治体により障がいの程度区分に差があり、また各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている状況です。また、自閉症は知的障がいを伴う場合もありますが、自治体によって手帳交付の対応が異なっており、「精神障害者保健福祉手帳」を交付する所、「療育手帳」を交付する所、その両方を交付する所等、様々な自治体があります。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、知的障がいについて国際的な定義や自治体の負担等も踏まえた判定方法・基準の在り方の検討を行い、手帳制度を含めた知的障がい者福祉施策を、法律に基づく全国共通の施策として展開されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官 宛て

議長 名